

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

平成 20 年 2 月 15 日
日本証券業協会

・改正の趣旨

会員が行う株券等の貸借取引において、顧客が特定投資家である場合等については、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書の取り交わし及び個別取引明細書の交付を要しないこととするため、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行うこととする。

・改正の骨子

・株券等貸借取引契約の締結

(1) 会員は次の条件をすべて満している場合には、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないこととする。

取引相手方が、特定投資家（金商法第 2 条第 31 条に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客をみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）である場合又は、金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う会員との間で、同法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約を締結している場合。

（第 5 条第 4 項第 1 号）

会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意している場合。

（第 5 条第 4 項第 2 号）

会員が取引相手方からの個別貸借取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合。

（第 5 条第 4 項第 3 号）

(2) (1) に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、会員は、取引相手方との間で個別取引契約書、借用証書又は個別取引明細書に記載しなければならない事項について取引相手との間で合意する方法により確認するものとする。

（第 5 条第 7 項）

・ 施行の時期

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：平成 20 年 2 月 15 日(金)から平成 20 年 3 月 7 日(金)17:00 まで(必着)

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public_jsda2007@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『株券等の貸借取引の取扱いに関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

氏名又は名称

連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

法人又は所属団体名(法人又は団体に所属されている場合)

意見の該当箇所

意見

理由

本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 自主規制 1 部 (03 - 3667-8647)

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

平成 20 年 2 月 15 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（株券等貸借取引契約の締結）</p> <p>第 5 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p> <p>4 <u>前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引契約書の交付を要しない。</u></p> <p>1 <u>取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</u></p> <p>イ <u>特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ）であること。</u></p> <p>ロ <u>金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う会員との間で、同法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約を締結していること。</u></p> <p>2 <u>会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取</u></p>	<p>（株券等貸借取引契約の締結）</p> <p>第 5 条 会員は、株券等貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、株券等貸借取引に関する基本契約書（以下「基本契約書」という。）を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>引明細書の交付を要しないことを合意していること。</u></p> <p><u>3 会員が取引相手方からの個別貸借取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。</u></p> <p><u>5</u> (現行どおり)</p> <p><u>6</u> (現行どおり)</p> <p><u>7</u> <u>第4項に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、会員は、取引相手方との間で前項各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。</u></p> <p><u>8</u> ゝ (現行どおり)</p> <p><u>11</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p><u>4</u> (省 略)</p> <p><u>5</u> (省 略) (新 設)</p> <p><u>6</u> ゝ (省 略)</p> <p><u>9</u></p>